R5.４ 改定

放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用料を一部助成します！

益子町では、令和４年４月から
放課後児童クラブを利用している児童の世帯の
経済的負担を軽減することを目的に、利用料の
一部助成を行います。

【助成の対象者】
益子町に住所があり、町内の放課後児童クラブ（学童保育含む）を利用している児童の保護者

【助成金の額】
放課後児童クラブ利用児童１人につき、支払った「月額利用料」ひと月あたり 2,000 円

※スポット利用は対象外です（合計が月額を超えても不可）

【申請・請求】
申請書（兼請求書）を健康福祉課に提出してください。学童クラブでとりまとめて提出でも結構です。利用後、半年ごとに、領収書または施設の証明を添付して請求してください。（助成金は口座に振り込みます）

申請書は、学童クラブ、健康福祉課窓口、または町ホームページからのダウンロードすることもできます。

【申請期限】
４月～９月分は R5.１０月３１日（火）
１０月～３月分は R6.４月１９日（金）※期限を過ぎると申請できません。

お問い合わせ：健康福祉課 児童家庭係　TEL 72-8865